

登録建築大工基幹技能者講習会

講習日程	令和4年2月20日（日）・21日（月） 2日間講習 いずれも午前9時30分頃～午後5時頃
締め切り	令和4年2月2日（水）県連必着 ただし、定員（30人）に達し次第、締め切ります。
会場	尼崎市中小企業センター 401号室 （兵庫県尼崎市昭和通2-6-68）
受講要件 （①～③のすべてを満たすことが必要です）	①建築大工工事に係る実務経験10年以上 ②職長経験3年以上 ③次のいずれかの資格を保有していること 1. 一級建築大工技能士 5. 一級建築士 2. 枠組壁建築技能士 6. 二級建築士 3. 一級建築施工管理技士 7. 木造建築士 4. 二級建築施工管理技士 8. プレハブ建築マイスター
必要書類 （①～③の書類については組合窓口にご確認ください）	①受講申込書 ②受講票および試験受験票 ③受講要件に係る実務経験証明書（決まった様式があります） ④受講要件の修了証・合格証 ⑤住民票（申込日から2カ月以内のもの） ⑥受験料の領収書の写し（受講料を支払った時に発行されるもの） ⑦写真2枚（縦4cm×横3cm。修了証に印刷されます）
受講料	44,000円（講習費33,000円 + 受験料11,000円）

※この講習会はハローワークの人材開発支援助成金の対象となります。

⇒雇用保険適用事業所（保険料率12/1000）で従業員が20人以下の中小事業主が従業員に受講させた場合、経費助成として講習費の3/4、賃金助成として1日7,600円がハローワークから事業所に助成されます。（講習当日の賃金を支払った場合）

33,000円×3/4=24,750円 7,600円×2日間=15,200円

詳細はハローワーク助成金デスク(078-221-5440)にお問合せください。

※受講者が組合員の場合、全建総連から資格取得報奨金10,000円が支給されます。

⇒事業主でも従業員でも対象となります。事業所ではなく、本人に支払われます。

登録基幹技能者について

登録基幹技能者制度とは

本制度は、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしましたが、平成20年に建設業法施行規則が改正され、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられ、対象となる職種は年々増加し、現時点では35職種となっています。「建築大工職」については平成26年から始まっています。

登録基幹技能者の資格は経営事項審査において評価の対象となるほか、登録基幹技能者の配置が全ての地方整備局・21道府県・6政令市で「総合評価」の加点対象項目となっています（兵庫県や神戸市は対象外）。さらには、登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者の要件を満たすものとして認められています。

加えて、多くの元請企業で「優良技能者認定制度」における認定要件として登録基幹技能者が活用されており、スーパーゼネコン5社をはじめとした多くの企業でスーパー職長などに認定されるための要件とされており、若年技能者が将来的に目指すべき目標像としての資格と位置付けられています。

建設工事の品質確保や安全管理などが社会的にも大きな関心を集めている中、登録機関技能者への期待はますます高まっています。

建設キャリアアップシステムで最高位に

平成31年4月から本格運用されている「建設キャリアアップシステム」では、最高位の証であるゴールドカードが付与され、職長の上位ランク「高度なマネジメント能力を有する技能者」として位置付けられています。

